

井原市移住者住宅新築等補助金

「井原市移住者住宅新築等補助金」は、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内において住宅を建築または建売住宅を購入する移住者に対し、その経費の一部を補助します。

移住者住宅新築等補助金
上限 100万円

若者・子育て世帯には加算制度があります



井原市移住者住宅新築等補助制度の概要

<令和6年度の制度内容>

【対象者】

- ・移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していない人）
※移住者であって転入から1年以内に農業実務研修を開始する人又は研修期間中に転入する人は、研修終了から1年を経過しない人
- ・本市に定住（5年以上住むことを前提に市内に住宅を有し、そこを住所地とし、生活の本拠を置くことをいう。）の意思がある人
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の新築等に係る契約をし、令和8年3月31日までに市内に新築等をし、入居した人
- ・補助金対象者に市町村税等の滞納がないこと
- ・新築した住宅の所有者の一人であること
- ・同一世帯の人及び生計を同一とする人以外に「連帯保証人」となる人がいること

【対象要件】

- ・市内で建築する住宅で「玄関、台所、便所、浴室及び居室」を有する一戸建て住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を対象とします。
ただし、別荘等一時的に使用するもの、賃貸・販売等営利を目的とするものは、対象になりません。

【補助上限額】 上限100万円（補助対象経費の1/10以内）

【申請期限】

- 認定申請…契約日又は建築確認済証の交付日から起算して3か月以内
 - 交付申請…入居日から3か月以内又は認定申請を提出した日の翌年度の3月31日のいずれか早い日まで
- ※申請期限の過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。

※詳しくは、市HP「井原市移住者住宅新築等補助金」のページをご覧ください。

問い合わせ先

〒715-8601

岡山県井原市井原町311番地1

井原市役所 総合政策部 企画振興課

Tel 0866-62-9521 Fax 0866-62-1744

井原市移住者住宅新築等補助金

認定申請から補助金受領まで

令和6年度の流れ 新築される場合

◇認定申請書の添付書類

- ①井原市移住者住宅新築等補助金事業認定申請書(様式第1号)
- ②転入日又は転入予定日以前3年間、市外に住所を有することがわかる、住民票又は戸籍の附票
- ③工事請負契約書及び工事費の積算内訳の分かる書類の写し
- ④住宅の位置図(住宅地図)、平面図及び立面図
- ⑤住宅を新築しようとする場所の更地の写真
- ⑥建築確認済証の写し(建築確認申請が必要な場合)
- ⑦その他市長が特に必要と認める書類等

「スマイルプラス制度」※交付申請時に確認します。

交付申請書提出日において、

- ・若者世帯(夫婦とも40歳未満)⇒10万円
 - ・子育て世帯(小学生以下の子ども1人あたり)⇒10万円
- に該当する場合、補助上限額に加算があります。

◇交付申請書の添付書類

- ①井原市移住者住宅新築等補助金交付申請書(様式第3号)
- ②井原市移住者住宅新築等補助金事業認定通知書の写し
- ③誓約書(様式第4号)及び印鑑登録証明書
- ④世帯全員の住民票(続柄が記載されているもの)
- ⑤領収書の写し(支払いが確認できるもの)
- ⑥住宅の完成写真(住宅全景、玄関、台所、便所、浴室、居室)
- ⑦登記が完了したことが確認できる書類
- ⑧建築完了検査済証の写し(建築確認申請が必要な場合)
- ⑨1月1日現在の住民登録地市町村での市税等の完納証明書
- ⑩戸籍謄本、又はパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書の写し(若者世帯に該当する場合の加算を受けるとき)
- ⑪認定申請時に提出した書類のうち内容に変更のあった書類
- ⑫その他市長が特に必要と認める書類等
 - ・他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の対象工事のわかる交付申請書の写し
 - ・その他必要な書類

井原市移住者住宅新築等補助金交付請求書(様式第6号)

申請者

工事契約

令和6年4月1日から
令和7年3月31日までに契約締結し、
令和8年3月31日までに入居できるものが対象です。

申請期限厳守

認定申請書作成

住宅建築に係る工事契約後(工事契約日又は建築確認済証の交付日から起算して3か月以内)に必要な書類を添付して申請します。
※期限を過ぎての申請は受付できません。

申請

着工

※認定申請にかかわらず、工事契約後には、着工していてもかまいませんが、「施工前(更地)写真」を必ず撮っておいてください。

通知

完成

入居

このとき新築した住宅の所在地に住民票登録していること。

交付申請書作成

新築した住宅に入居後(住宅入居の日から起算して3か月以内又は認定申請提出日の翌年度の3月31日のいずれか早い日まで)、必要書類を添付して申請します。

申請期限厳守

補助金請求書作成

交付決定のあった補助金額を請求します。

通知

補助金受領

指定口座へ振込

市役所

認定申請書受付

認定審査

提出された認定申請書をもとに審査します。

事業認定

補助金要綱に基づき市が適当と認めたとき事業認定します。

補助申請書受付

補助申請書審査

補助申請書の内容を審査します。

現地確認

交付申請書の内容を必要に応じて現地確認します。

補助金交付決定

申請者に対し補助金の交付決定(又は却下)をします。

補助金請求書受理

補助金の支払手続

定住確認

補助金交付から5年間現地調査などを行います。